

## Z-61-D [第一問] 解答

## 問 1

(A社の仕訳)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
(金 銭 債 権)	10,000,000	(現 金 ・ 預 金)	100,000,000
(寄 附 金)	90,000,000		
(B 社 株 式)	90,000,000	(利 益 積 立 金 額)	90,000,000

(B社の仕訳)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
(現 金 ・ 預 金)	10,000,000	(金 銭 債 権)	100,000,000
(金 銭 債 権 譲 渡 損)	90,000,000		
(現 金 ・ 預 金)	90,000,000	(受 増 益)	90,000,000
(譲 渡 損 益 調 整 勘 定)	90,000,000	(譲 渡 損 益 調 整 勘 定 繰 入)	90,000,000

(法的な理由・考え方)

1 A社とB社の関係	A社とB社は、当事者間の完全支配関係（一つの者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として一定の関係）又は一つの者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係である完全支配関係にある。
2 A社の税務上の処理	
(1) 寄附金の額	取得時の時価10,000,000円である金銭債権を支払対価100,000,000円で取得していることから、差額90,000,000円はB社に対する寄附金の額として損金の額に算入されるが、寄附金の損金不算入の規定により、その全額が損金の額に算入されない。
(法的な理由)	内国法人がその内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人に対して支出した寄附金の額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

(計15点)

(問 1 続き)

(2)	利益積立金額	
	A社が有するB社株式について、寄附修正事由が生じているため利益積立金額が90,000,000円増加し、B社株式の帳簿価額も90,000,000円増加する。	
	(法的な理由)	
	① 法人が有するその法人との間に完全支配関係がある子法人株式について寄附修正事由(※)が生ずる場合のその受贈益の額に持分割合を乗じて計算した金額からその寄附金の額に持分割合を乗じて計算した金額を減算した金額は、利益積立金額の増加項目として取扱われる。	3
	② その子法人株式の帳簿価額は、寄附修正事由直前の帳簿価額に①の金額を加算した金額とする。	2
	※ 寄附修正事由とは、子法人が法人による完全支配関係のある他の内国法人から益金不算入の対象となる受贈益を受けたこと又は子法人が法人による完全支配関係のある他の内国法人に対して損金不算入の対象となる寄附金の額を支出したことをいう。	
3	B社の税務上の処理	
	譲渡時の時価10,000,000円である金銭債権を100,000,000円で、A社に譲渡していることから、差額90,000,000円はA社からの受贈益に該当し益金の額に算入されるが、受贈益の益金不算入の規定により全額が益金の額に算入されない。また、帳簿価額100,000,000円と譲渡対価10,000,000円との差額は、譲渡損失に該当するが、譲渡損益調整資産に係るものであるため、益金の額に算入される。	
	(法的な理由)	
	(1) 受贈益	
	内国法人がその内国法人との間に法人による完全支配関係がある他の内国法人から受けた受贈益の額は、各事業年度の益金の額に算入しない。	5
	(2) 譲渡利益額又は譲渡損失額の繰延べ	
	内国法人(普通法人又は協同組合等に限る。)がその有する譲渡損益調整資産を他の内国法人(その内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る。)に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額相当額は、その譲渡した事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。	4
	※ 譲渡損益調整資産の意義	
	譲渡損益調整資産とは、固定資産、土地等(固定資産に該当するものを除く。)、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定のものをいう	1

(計15点)

## 問 2

(C社の仕訳)

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
(土 地)	500,000,000	(現 金 ・ 預 金)	300,000,000
		(受 贈 益)	200,000,000
(土 地 圧 縮 損)	200,000,000	(土 地)	200,000,000
(繰 延 資 産)	50,000,000	(現 金 ・ 預 金)	50,000,000
(繰延資産償却費)	3,125,000	(繰 延 資 産)	3,125,000

(法的な理由・考え方)

<b>【土地の取得】</b>	
1 概 要	
D市から時価500,000,000円の土地を支払対価300,000,000円で取得していることにより生ずる差額20,000,000円は無償による資産の譲受けに該当し、受贈益の額として益金の額に算入される。	
ただし、工場誘致のために地方公共団体から時価に比して著しく低い価額で取得した場合に、その価額を帳簿価額とした場合には、国庫補助金等の圧縮額の損金算入の規定により圧縮記帳をしたものとして取扱う。	
2 法的な理由	
(1) 益金の額	
内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。	
(2) 取得価額（贈与等）	
取得時における取得のために通常要する価額とその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額とする。	
(3) 圧縮記帳	
内国法人（清算中のものを除く。）が、固定資産の取得等に充てるための国庫補助金等の交付を受け、交付目的に適合した固定資産の取得等した場合において、圧縮限度額の範囲内で一定の経理をしたときは、その経理した金額はその事業年度の損金の額に算入する。	
(4) 取得価額	
圧縮記帳の規定により損金の額に算入された金額は、その資産の取得価額に算入しない。	

(計 15 点)

(問2 続き)

【負担金の支出】		
1 概要	3	
C社が支出した負担金については、直接土地の効用を形成する場合には土地の取得価額に算入されるが、		
本問の負担金は、C社の便益に直接寄与するものであり、直接土地の効用を形成するものではないため、		
土地の取得価額に算入されない。周辺住民の生活環境の保持を目的とする緩衝緑地の設置費用は、周辺住民の		
便益に寄与する公共的施設負担金として繰延資産に該当する。償却期間は8年である。		
2 法的な理由 (償却費の取扱い)	2	
内国法人の各事業年度終了時の繰延資産につきその償却費としてその事業年度の損金の額に算入する金額は、		
その事業年度においてその償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額とする。		

(計5点)

## Z—61—D 〔第二問〕 解 答

## 問 1 減資

(1) 甲社が行った減資は、法人税法上どのように取り扱われるのか、その要点を答えなさい。

また、株主である乙社における処理について、処理が必要な場合はその内容の要点を、処理が必要でない場合はその理由の要点を答えなさい。

減資の法人税法上の取扱い	資本金の額を減少した場合のその減少金額相当額は、資本金等の額の増加項目として取り扱われる。したがって、資本金等の額の増減はない。	1
株主である乙社における処理	無償減資であるため、特に、課税関係は生じない。 したがって、特に処理は必要ない。	1

(2) 決算書原案を前提に、必要な場合は、減資差益の処理に係る決算修正仕訳を示しなさい。

## 【決算修正仕訳】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
(減 資 差 益)	20,000,000	(資 本 準 備 金)	5,000,000
		(その他資本剰余金)	15,000,000

(3) 当期の「別表五(一) II 資本金等の額の計算に関する明細書」を示しなさい。

区 分	期 首 現 在 資本金等の額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
資本金又は出資金	120,000,000	20,000,000		100,000,000
資 本 準 備 金			5,000,000	5,000,000
その他資本剰余金			15,000,000	15,000,000
差 引 合 計 額	120,000,000	20,000,000	20,000,000	120,000,000

(計6点)

(4) 甲社に中小企業税制の適用があるかどうかについて、乙社との資本関係に触れながら、その判定の時期及び根拠を答えなさい。

また、甲社の中小企業税制の適用がある場合に、その適用がある制度のうち、主要と考える5項目とその概要を答えなさい。

甲社の中小企業税制の適用の判定		判定の時期	平成 24 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/>
		判定の根拠	甲社の当期末資本金の額は1億円であり、乙社に発行済株式の全てを保有されているが、乙社が各事業年度終了時において、資本金の額が5億円以上である法人に該当しないため、中小企業税制の適用がある。 <input type="checkbox"/>
適用がある中小企業税制	項 目		概 要
	1	各事業年度の所得に対する法人税率	期末資本金の額が1億円以下であるものの各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については、軽減税率が適用される。 <input type="checkbox"/>
	2	中小企業等の貸倒引当金の特例	期末資本金1億円以下の法人については、一括貸倒引当金繰入限度額については、原則である実積率に代えて、法定率によることができる。 <input type="checkbox"/>
	3	交際費等の損金不算入	期末資本金1億円以下の法人については、定額控除限度額（600万円 $\times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$ ）の適用がある。 <input type="checkbox"/>
	4	特定同族会社の特別税率（留保金課税）	期末資本金1億円以下の法人は留保金課税の対象である特定同族会社にならない。 <input type="checkbox"/>
	5	欠損金の繰戻し還付	期末資本金1億円以下の法人については、欠損金の繰戻し還付の不適用の規定から除かれているため、繰戻し還付の適用がある。 <input type="checkbox"/>

(計7点)

## 問2 乙社との土地取引

- (1) 甲社におけるC土地に係る取得価額を、計算過程及びその理由を示しつつ算定しなさい。

(計算過程)
$56,000,000 \div 80\% + 1,200,000 \times \frac{7}{12} = 70,700,000$ 円 [1]
(理由)
土地の取得価額は、取得時における取得のために通常要する価額となる。
C土地の時価は、路線価方式による評価額ではなく公示価額が時価とすることが適正である。 [1]
固定資産税の納税義務者は、平成23年1月1日にC土地を所有していた乙社であり、甲社ではない。
したがって、年税額1,200,000円のうち、平成23年6月1日以後の固定資産税相当額である固定資産税清算金は、租税公課には該当せず、C土地の取得に要した費用に該当するため、取得価額を構成する。
また、登録免許税及び司法書士への報酬560,000円は、取得価額に算入しないことができる費用である。 [1]
そのため、取得価額に含めない方が、法人有利となる。

- (2) C土地の取得に係る乙社との取引に関して、必要な場合は、その申告調整を示しなさい。

## 【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社外流出	
加 算	C土地計上もれ	61,200,000	[1] 61,200,000		
減 算	受贈益の益金不算入額	18 60,500,000		※ [1]	60,500,000

## 【別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期 首 現 在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
C 土 地			61,200,000	[1] 61,200,000

(計6点)

- (3) C土地の取引に関して、甲社と乙社の間で行うべき税務上の手続きについて、その要点を答えなさい。

C土地の乙社の税務上の帳簿価額は10,500,000円(=9,500,000+1,000,000)であり、譲渡損益調整資産に該当する。

乙社はC土地が譲渡損益調整資産である旨、譲渡の後遅滞なく、甲社に通知しなければならない。 [1]

- (4) C土地の賃借料に関して、甲社の前期に申告に係る修正申告の要否及びその理由の要点を答えなさい。

修正申告は不要である。

前期に支払った賃借料は、短期前払費用に該当し、前期の損金の額に算入される。

一方、当期に入金された未経過分の賃借料については、当期に生じた収益の額であるため、当期の益金の額に算入され、前期の賃借料を修正するものではない。 [1]

したがって、修正申告は不要である。

### 問3 交際費及び寄附金

- (1) 当期の「別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書」を示しなさい。なお、「支出交際費等の額の明細」の科目欄は、〔資料 3〕で示された項目の順になっている。

支出交際費等の額 (7の計)	1	9,827,730	損金算入限度額 (1)と(2)のうち少ない金額) ×90/100	3	5,400,000
定額控除限度額 (0円又は600万円) × 12 /12	2	[1] 6,000,000	損金不算入額 (1)-(3)	4	[1] 4,427,730
支 出 交 際 費 等 の 額 の 明 細					
科 目	支出額		交際費等の額から 控除される費用の額		差引交際費等の額
	5		6		7
交際費(損益計算書)	7,127,730				7,127,730
交際費(製造原価報告書)	200,000				200,000
安全協定会費(製造原価報告書)	500,000				500,000
募集関係費(損益計算書)	3,500,000		1,500,000		[1] 2,000,000
旅費交通費(損益計算書)	26,500,000		26,500,000		[1] 0
寄附金(損益計算書)	4,430,000		4,430,000		0
雑費(損益計算書)	300,000		300,000		[1] 0
計	42,557,730		32,730,000		9,827,730

(計7点)

(2) 当期の「別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書」を示しなさい。

公益法人等以外の法人の場合				
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金の金額	1	1 1,700,000
		特定公益増進法人等に対する寄附金額	2	1 300,000
		その他の寄附金額	3	1 2,030,000
		計 (1)+(2)+(3)	4	4,030,000
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5	0
		計 (4)+(5)	6	4,030,000
	所得金額仮計	7	86,500,000	
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7)	8	90,530,000	
	同上の2.5/100相当額	9	2,263,250	
	期末の資本金等の額	10	120,000,000	
	同上の月数換算額 (10) × 12 /12	11	120,000,000	
	同上の2.5/1,000相当額	12	2 300,000	
一般寄附金の損金算入限度額 ((9)+(12)) × 1/2	13	1,281,625		
特別計算 特定公益増進法人等の特	寄附金支出前所得金額の5/100相当額 (8) × 5/100	14	4,526,500	
	期末の資本金等の額の月数換算額の2.5/1,000相当額 (12)	15	300,000	
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)+(15)) × 1/2	16	2,413,250	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	17	300,000		
指定寄附金等の金額 (1)	18	1,700,000		
国外関連者に対する寄附金額	19	0		
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)	20	4,030,000		
損金不 算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)	21	748,375	
	国外関連者に対する寄附金額 (19)	22	0	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23	0	
	計 (21) + (22) + (23)	24	1 748,375	

(計6点)

- (3) 「工場で発生した交際費等は、当期製品製造原価となるもののほか、仕掛品や製品として棚卸資産にも含まれているので、一時的であっても二重課税となる部分があるのではないか。」という質問に対する説明の要点を答えなさい。説明に際して必要な場合は、次の金額を用いるものとする。

- ① 支出交際費等の額 10,000  
 ② 同上のうち損金不算入額 1,000  
 ③ ①のうち売上原価に含まれている金額 8,000  
 ④ ①のうち期末棚卸資産に含まれている金額 2,000

法人が支出した交際費等の金額10,000のうち棚卸資産の取得価額等を含めたためその事業年度の損金の額に算入されていない部分の金額（以下「原価算入額」という。）2,000がある場合において、その交際費等の金額のうち損金不算入額1,000があるときは、その事業年度の確定申告書において、その原価算入額のうち損金不算入額から成る部分の金額を限度として、その事業年度終了時における棚卸資産の取得価額等を200（※）減額することができるため、二重課税となる部分は生じない。 [1]

$$\text{※ } 1,000 \times \frac{2,000}{10,000} = 200$$

#### 問4 控除対象外消費税額等

当期の損金算入限度額を、計算過程及びその理由を示しつつ算定しなさい。

損金算入限度額	30,000円 [1]
計算過程及びその理由	<p>発生事業年度の損金算入限度額は繰延消費税額等 <math>\times \frac{12}{60} \times \frac{1}{2}</math> であるため、繰延消費税額等は、  <math>135,000 \div (1 - \frac{12}{60} \times \frac{1}{2}) = 150,000</math>円となる。 [1]</p> <p>当期の損金算入限度額は、繰延消費税額等 <math>\times \frac{12}{60}</math> であるため、当期の損金算入限度額は、  <math>150,000 \times \frac{12}{60} = 30,000</math>円となる。</p>

(計3点)

問5 「法人税、住民税及び事業税」及び租税公課

当期の「別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書」を示しなさい。

税目及び事業年度		期首現在 未納税額	当期発生 税額	当期中の納付税額			期末現在 未納税額	
				充当金取崩し による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付		
		①	②	③	④	⑤	①+②-③ -④-⑤	
法人税	22.4.1~23.3.31	2	9,700,000	/	9,700,000		0	
	当期分	中間	3	/	9,000,000		9,000,000	0
		確定	4	/	7,600,000	/	/	7,600,000
	計	5	9,700,000	16,600,000	9,700,000		9,000,000	7,600,000
道府県民税	22.4.1~23.3.31	7	550,000	/	550,000		0	
	当期分	利子割	8	/	46,500		46,500	0
		中間	9	/	500,000		500,000	0
	確定	10	/	700,000	/	/	700,000	
計	11	550,000	1,246,500	550,000		546,500	700,000	
市町村民税	22.4.1~23.3.31	13	1,500,000	/	1,500,000		0	
	当期分	中間	14	/	1,450,000		1,450,000	0
		確定	15	/	1,900,000	/	/	1,900,000
計	16	1,500,000	3,350,000	1,500,000		1,450,000	1,900,000	
事業税	22.4.1~23.3.31	18		3,800,000	3,800,000		0	
	当期中間分	19	/	3,400,000		3,400,000	0	
	計	20		7,200,000	3,800,000		3,400,000	0
その他	損金算入のもの			9,050,000			9,050,000	0
	損金不算入のもの	源泉所得税		139,500			139,500	0
納税充当金の計算								
期首納税充当金		31	15,550,000	取 崩 額	そ の 他	損金算入のもの	37	
繰 入 額	損金の額に算入した納税充当金	32	14,800,000			損金不算入のもの	38	
		33					39	
	計 (32)+(33)	34	14,800,000			仮払税金消却	40	
取崩額	法人税額等 (5の③)+(11の③)+(16の③)	35	11,750,000			計 (35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)	41	15,550,000
	事業税 (20の③)	36	3,800,000	期末納税充当金 (31)+(34)-(41)	42	14,800,000		

(計6点)

問6 貸倒引当金

(1) 当期の一括評価金銭債権に係る繰入限度額を、計算過程及びその理由を示しつつ算定しなさい。

<p>(1) 一括評価金銭債権 40,000,000 + 8,000,000 + (56,000,000 - 13,500,000) = 90,500,000円 取引保証金13,500,000円は売掛債権等に該当しない。</p> <p>(2) 実績率限度額 ① 実績率 <math>\frac{11,900,000 \times \frac{12}{36}}{285,300,000 \times \frac{1}{3}} = 0.041710\dots \rightarrow 0.0418</math> 端数処理に <math>\boxed{1}</math></p> <p>② 限度額 (1) × ① = 3,782,900円</p>	<p>(3) 法定率 ① 実質的に債権とみられない金額 800,000円 ② 限度額 (1) - ① <math>\times \frac{8}{1,000} = 717,600</math>円 <math>\boxed{1}</math></p> <p>(4) (2) &gt; (3) ∴ 3,782,900円</p> <p>期末資本金1億円以下である、資本金5億円以上の法人による完全支配関係はないため、法定率の適用がある。</p>
--	---

(2) 計算書原案を前提に、繰入限度額相当額が貸借対照表に表示されるように、貸倒引当金の計上に係る決算修正仕訳及び申告調整を示しなさい。

【決算修正仕訳】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
(貸倒引当金繰入額)	182,900	(貸倒引当金)	182,900

【別表四 所得の金額の計算に関する明細書】

区 分		総 額	留 保	社外流出
加				
算				
減	貸倒引当金繰入超過額認容	15,000	$\boxed{1}$ 15,000	
算				

【別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書】

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
貸倒引当金	15,000	15,000		0

(計5点)

- (3) 差額補充法により処理する場合に、申告に際して必要と思われる事項を答えなさい。

確定申告書に添付する明細書にその相殺前の金額に基づく繰入れ等であることを明らかにする必要がある。 [1]

## 問7 減価償却

- (1) 値引額が確定したことにより研磨装置に係る帳簿価額を減額することとした場合における当期の減価償却限度額を、計算過程及び理由を示しつつ算定しなさい。

(理由)

値引額は、研磨装置の取得価額から控除することとなるが、前期に計上した減価償却費のうち値引額に対応する金額は、その償却費の修正額であり、確定した事業年度の収益の額とすべきであり、値引等の直前の帳簿価額に対応する金額について帳簿価額を減額することができる。

(計算過程)

(1) 期首帳簿価額 (減価償却累計額)

$$\textcircled{1} \text{ 償却限度額 } 12,500,000 \times 0.278 = 3,475,000 \text{円} \geq 12,500,000 \times 0.04731 = 591,375 \text{円}$$

$$\therefore 3,475,000 \times \frac{3}{12} = 868,750 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 期首帳簿価額 } 12,500,000 - \textcircled{1} = 11,631,250 \text{円}$$

(2) 帳簿価額減額

\textcircled{1} 減額相当額

$$2,500,000 \times \frac{11,631,250}{12,500,000} = 2,326,250 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \text{ 減額後の帳簿価額 } 11,631,250 - 2,326,250 = 9,305,000 \text{円}$$

(3) 当期償却限度額

$$9,305,000 \times 0.278 = 2,586,789 \text{円} \geq (12,500,000 - 2,500,000) \times 0.04731 = 473,100 \text{円}$$

$$\therefore 2,586,789 \text{円}$$

- (2) 値引及び減価償却に係る決算修正仕訳を示しなさい。減価償却費は償却限度額相当額を計上するものとする。

【決算修正仕訳】

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
(仮 受 金)	2,500,000	(研 磨 装 置)	2,326,250
		(雑 収 入)	173,750
(減 価 償 却 費)	2,586,789	(研 磨 装 置)	2,586,789

(計4点)

## 【アドバイス】

## 【第一問】

問1及び問2のいずれも事例形式による出題であったが、単に規定を述べるだけではなく、税務上の仕訳が要求されており、単純な理論暗記ではなく、正しい理解が求められる特徴ある問題であった。

## 問1について

予想通りのグループ法人税制の問題であり、完全支配関係にあるA社とB社との間の金銭債権（譲渡損益調整資産）の高価買入れを通じて、それぞれの法人の税務上の処理方法が問われている。

模範解答に掲げてある規定をできる限り多く記載すれば有利となるだろう。

A社（譲受法人）については、「寄附金の損金不算入」、「寄附修正事由による利益積立金額及びB社株式の帳簿価額の増加」。

B社（譲渡法人）については、「受贈益の益金不算入」、「譲渡損益調整資産の譲渡損益の繰延べ」が規定として挙げられる。

B社の譲渡時の仕訳については、次のような別解も考えられる。

借 方		貸 方	
項 目	金 額	項 目	金 額
(現 金 ・ 預 金)	100,000,000	(譲 渡 収 入)	10,000,000
		(受 贈 益)	90,000,000
(譲 渡 原 価)	100,000,000	(金 銭 債 権)	100,000,000

## 問2について

地方公共団体から土地等を時価に比して著しく低い価額で取得した場合の圧縮記帳の取扱い、宅地開発等に際して支出する開発負担金等のうち、周辺住民の生活環境の保持を目的とする緩衝緑地を設置する費用に充てられる負担金の取扱いは、それぞれ通達の取扱い（基通10-2-3、基通7-3-11の2）であり、多くの受験生は未学習であることから、模範解答どおりに書ける受験生は少ないと思われる。

## 【第二問】

本年度は、従来の出題と異なり、所得金額、税額を求める別表四、別表一の作成ではなく、個別事項に関して各別に設問がある個別問題形式による出題となった。

見慣れない形式であり、判断に悩むものもあったが、解答可能な箇所もあったので、満遍なく手をつけて、いかに得点を積み重ねることができたかがポイントとなる。

## 問1 減資

- (1) 無償減資（コメント、仕訳、別表五(+)II）は、確実に得点したいところである。
- (2) 中小企業税制の適用の有無（コメント）と主要5項目は、確実に得点したいところである。

## 問2 乙社との土地取引

- (1) 土地の取得価額については、判断に悩むと思われるが、固定資産税精算金、登録免許税等のコメントは書くと有利に働くと思われる。

- (2) 税務上の手続きについては、乙社の税務上の帳簿価額が1,000万円以上となるため、譲渡損益調整資産に該当するため、通知義務がある。
- (3) 修正申告の要否については、原則である法22を踏まえて考えると不要と判明する。

### 問3 交際費等及び寄附金

#### (1) 交際費等

- ・安全協力会費…実質は甲社が主催するゴルフ大会の費用とあるので交際費等に該当。
- ・募集関係費… 社員の募集費用は、交際費等に該当しない。  
内定者の懇親会費は、交際費等に該当する。
- ・旅費交通費… 同業者団体の記念式典に出席するための旅費及び宿泊費は、交際費に該当しない。

#### (2) 寄附金

- ・日本赤十字社…経常経費に充てるためであるため、「特定公益増進法人等に対する寄附金」
- ・義援金…地元の新聞社に対して支出したものであっても、「最終的に義援金配分委員会等に対して拠出されることが募金趣意書によって明らか」であるため、「指定寄附金」に該当。
- ・「B市において社会福祉事業を行っている民間団体」は、「特定公益増進法人等」に該当しないため、「その他の寄附金」に該当。
- ・寄贈した図書は県に帰属するため、「指定寄附金」に該当する。  
平成24年4月20日を期日とする手形払いによるものは、当期の支出寄附金に含まれず、別途、未払寄附金否認（加算・留保）の調整をすることとなる。
- ・地元神社に対するものは、「その他の寄附金」に該当。

#### (3) 雑費

工場の一部が災害により通常の製造活動ができなくなった下請企業に対する見舞金は、交際費等に該当しない。（措通61の4(1)－10の3）

- (4) 上記(1)～(3)の内容を踏まえて、それぞれの明細書を作成することとなるが、いずれも難解な別表ではないため、記載されている記号など頼りに記入できたと思われる。

#### (5) 原価算入交際費

計算では解いたことがあるものを理論展開することとなる。

### 問4 控除対象外消費税額等

決算書原案に繰延消費税額が記載されていることから、法人は前期において繰延消費税額について損金経理をせず資産計上したこと及び前期分の損金算入限度額控除後の残高であることが読み取れる。まず、繰延消費税額（前期分の損金算入限度額控除前の金額）を求めて、当期分の損金算入限度額を求めることとなるが、発生年度と発生年度以後の損金算入限度額の違いがポイントとなる。

	損金算入限度額	
発生事業年度	繰延消費税額等 × $\frac{\text{その事業年度の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$	← $\frac{1}{2}$ がある。
翌事業年度以後	繰延消費税額等 × $\frac{\text{その事業年度の月数}}{60}$	← $\frac{1}{2}$ がない。

## 問5 「法人税、住民税及び事業税」及び租税公課

別表五(二) 基本問題であり確実に得点したいところである。

## 問6 貸倒引当金

## (1) 繰入限度額

基本問題であるため、確実に得点したいところである。

甲社の期末資本金は1億円であるが、資本金5億円以上の法人による完全支配関係がないため、法定率によることができる。

## (2) 決算修正仕訳及び申告調整 基本問題であるため、確実に得点したいところである。

## (3) 差額補充法、申告必要事項

基通11-1-1に「法人が貸倒引当金その他法に規定する引当金につき当該事業年度の取崩額と当該事業年度の繰入額との差額を損金経理により繰り入れ又は取り崩して益金の額に算入している場合においても、確定申告書に添付する明細書にその相殺前の金額に基づく繰入れ等であることを明らかにしているときは、その相殺前の金額によりその繰入れ及び取崩しがあったものとして取り扱う。」とあり、税務上の処理である「洗替え」の例外処理として、差額補充法が認められている。

## 問7 減価償却

固定資産について値引き等があった場合に減額できる金額は次の算式により求める。

(基通7-3-17の2)

$$\text{帳簿価額の減額} = \text{値引き等の額} \times \frac{\text{値引き等の直前における当該固定資産の帳簿価額}}{\text{値引き等の直前における当該固定資産の取得価額}}$$

〔予想合格ライン〕

理論	計算	合計
25～30点	28～35点	55～65点